2023年7月25日

厚生労働大臣

加藤　勝信　様

全国生活と健康を守る会連合会

会長　吉田　松雄

（公印省略）

国民健康保険・高齢者医療制度に関する要望

1. **後期高齢者医療について**

①受診抑制が生じることのないよう現在の3割負担となっている被保険者負担を1割に引き下げること

②75歳以上の医療費窓口負担の2倍化を廃止し元に戻すこと

③働いている75歳以上の人を後期高齢者医療から除外すること

**２、公費負担を１兆円追加し、協会けんぽ並みに国保税・料を**

**引き下げること**

1. 保険者努力支援（1,500億円）等の国庫補助の縮小を実行しないこと。
2. 都道府県内の統一保険料実施を強要しないこと。
3. 国民健康保険は社会保障の制度であり、公的医療制度の原則である「能力に応じた負担、給付は平等」を順守し、全国知事会などからの要望でもある公費負担を１兆円追加し、保険税・料を協会けんぽ並みに引き下げること
4. 法定外繰り入れは、ほとんど国保税（料）の引き下げのための措置なので、「解消」方針をやめること
5. 子どもと障害者の均等割保険料を全額免除すること
6. コロナ特例と同じ基準と内容で、減免を国の制度として行うこと

**３、一部負担金減免を拡充すること**

①2016年１１月３０日に厚生労働省が全生連に回答した「各保険者の判断により（恒常的低所得者を一部負担金の）減免対象とすることは可能であり、国がこれを妨げるものではない」との趣旨を、各保険者に文書で徹底すること。その財源は、国が責任をもって各自治体に助成すること

②一部負担金の減免に関する局長通知（Ｈ31.2.1）の「四　申請」について、徴収猶予の場合に限らず、減免申請についても「急患、その他緊急やむを得ない特別の理由がある者」については事後であっても申請を認めるよう保険者に徹底すること

1. **保険税（料）滞納世帯に対する「特別療養費」制度（現行資格証）について**
	1. 「特別療養費」制度は、滞納世帯に対する制裁なので廃止すること
	2. 「特別療養費」を通知する滞納期間（厚労省で定める期間）は、1年6か月と考えていいのか
	3. 「特別療養費」制度の目的は、保険料支払いの勧奨と面接の機会の確保にあるのだから、面接を行った場合は、「特別療養費」制度をやめることにし、その旨「通知」で周知すること
	4. 「特別療養費」制度が通知されている世帯においても「病気で診療」が必要で、「一部負担金」を支払うことができない旨を認めた場合は、解除すること

**５、マイナ保険証について**

①健康保険証の廃止はやめること

②マイナ保険証は、カードリーダーの誤作動があったり、他人の情報と結び付けたりなど問題が続出しているので廃止すること。

　 ③「資格確認書」について

　　㋐希望しない人以外のすべての人に「資格確認書」を交付するこ

　　　と

　　㋑申請がなくとも、毎年定期的に交付すること

　　㋒新生児に対しては、申請がなくても「資格確認書」を交付し、

送付すること

　 ④マイナ保険証が落雷・カードリーダーの故障など不慮の事故で資格確認ができない場合は、「特別療養費」にしないこと

**6、子どもの医療費について**

子どもの医療費を国の制度として18歳まで無料化すること